

## ②原材料等コスト要件に係る特例

原材料等コスト要件について、**次の場合**は、特例を適用することができる。

### ■原材料等の特例

#### 《外注》

- ・製造・生産・サービスの提供に不可欠な**外注費** (人件費が大部分を占める場合は対象外)による申請が可能です。

この場合は、**単価を確認できる契約書の写し及び請求書の写し等を提出**してください。

※**契約書の写し、請求書の写しが「一式」となっており、仕様を確認できない場合は対象外**です。

#### 《エンジン用の燃油》

- ・運輸業は、**燃油** (ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなど)による申請が可能です。
- ・運輸業以外の業種については、**主たる業務に関連する運送等に供する燃油の経費に限り申請することができますが、営業目的等の営業車等に供する燃油は対象外**です。

(対象となる例：商品配送用社用車、漁船、トラクター等の農業機械など)

### ■同質同量原則の特例

- ・他に申請することができる原料・材料・資材及び特例のもの (外注・燃油) がない場合であって、仕様・規格が同一相当であると考えられる物で申請する場合は、申請時において、「**仕様、規格等が同一相当であるとする理由**」を申出の上、下記の追加書類を提出してください。

#### 【追加の書類】

- ・原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において価格が上昇していることを示す書類、又は原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において廃番 (あるいは品不足) により購入できなかったことを示す書類
- ・その他事務局が必要と認めるもの